

FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.2

震災に対する 租税の減免措置等

会計・税務 ZOOM UP!

雑損控除とは、災害などにより、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができるという制度である（図表1）。

(2) 災害減免法による所得税の軽減

除

災害により住宅や家財に損害を受けたときは、損害額が住宅または家財の2分の1以上で、かつ、前述の雑損控除の適用を受けない場合、災害減免法により所得金額に応じて所得税額が軽減される。

具体的には、合計所得金額が500万円以下の場合には所得税の全額が免除される。合計所得金額が500万円を超え750万円以下の場合には所得税額の2分の1が、合計所得金額が750万円を超え1000万円以下の場合には所得税額の4分の1が軽減される。

住宅または家財とは、自己またはその者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年分の合計所得金額が38万円以下である者が所有する常時起居する住宅または日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。雑損控除の場合には、棚卸資産等特定の資産を除く一切の資産が対象となる。

2. 災害減免法による 相続税・贈与税の軽減

(1) 相続税の減免

相続または遺贈により取得した財産について、災害により、相続税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額の10%以上の被害を受けたときは、図表2のとおり相続税が軽減される。

(2) 贈与税の軽減

贈与により取得した財産について、災害により、贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額の10%以上の被害を受けたときには、贈与税が軽減される。

贈与によって取得した財産の価額から、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補てんされなかった部分の価額を控除して課税価額を計算する。

この場合、贈与税の申告書に、被害の状況や被害額等を記載し、原則として申告期限内に提出する。

東北地方太平洋沖地震の被災者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

1. 災害に対する
所得税の減免措置

震災により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、所得税法の雑損控除、災害減免法による軽減免除による方法のいずれか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部を軽減することができます。

(1) 雑損控除

ア 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予

納税の猶予を受けられる被災者は、災害により全額財産のおおむね20%以上の損失を受けた被災者である。納税の猶予を受けられる国税は、損失を受けた日以後1年以内に納付すべきものである。納税の猶予期間は、損失の程度により、納期限から1年以内の期間となる。

イ 災害等を受けたことにより納付

が困難な場合の納税の猶予

災害により国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることができる。納税の猶予期間は、原則として1年以内の期間に限られるが、猶予の期間内に納付できないやむを得ない理由がある場合は、すでに認められている猶予期間と合わせて2年を超えない期間内で、申請により納税の猶予期間の延長を受けることができる。

よって、同一の災害を理由として、災害を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予およびその猶予期限の延長により、最長3年間の猶予を受けることができる。

(2) 給与・所得者、公的年金受給者の源泉所得税の徴収猶予および還付

災害を受けた給与所得者、公的年金受

3. 災害を受けたときの納税の猶予等の取扱い（国税通則法および災害減免法）

(1) 納税の猶予

被災者は、一定の国税について納税の猶予を受けることができる。

この制度には、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予がある。

図表1 雑損控除の概要

資産の所有者	○納税者、あるいは、 ○納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の者
対象資産	○生活に通常必要な住宅、家具、衣類など ○事業用の資産や別荘、書画、骨とう、貴金属等で1個または1組の価額が30万円を超えるものなどは対象外
控除できる金額	次の二つのうちいずれか多いほうの金額 (1) (差引損失額) - (総所得金額等) × 10% (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円 ※損失額がその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後（3年間が限度）に繰り越して、各年の所得金額から控除することができる。雑損控除は他の所得控除に先だって控除される
差引損失額の計算	差引損失額 = 損害金額（※1） + 災害関連支出の金額（※2） - 保険金などにより補てんされる金額（※3） ※1 損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額 ※2 災害により滅失した住宅、家財などを取り壊しまたは除去するために支出した金額など ※3 災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額

（出所）大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表2 相続税の減免

申告書の提出期限前に災害を受けた場合	相続等により取得した財産の価額から、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補てんされなかった部分の価額を控除して課税価額を計算。 相続税の申告書に、被害の状況や被害額等を記載し、原則として申告期限内に提出。
申告書の提出期限後に災害を受けた場合	災害後に納付すべき相続税額で、課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち、被害を受けた部分で、保険金、損害賠償金等で補てんされなかった部分の価額に対応する金額が免除。免除を受ける場合、被害の状況や被害額等を記載した申請書を、災害のやんだ日から2ヵ月以内に、納税地の所轄税務署長に提出。

（出所）大和総研資本市場調査部制度調査課作成

の猶予期間の延長を受けることができる。

よって、同一の災害を理由として、災害を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予およびその猶予期限の延長により、最長3年間の猶予を受けることができる。

(2) 給与・所得者、公的年金受給者の源泉所得税の徴収猶予および還付

災害を受けた給与所得者、公的年金受

給者の災害による損害金額が、住宅または家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1000万円以下である場合には、所得金額の見積額に応じて、源泉所得税額の全部または一部について徴収猶予や還付を受けることができる。

また、災害による住宅や家財の損害金額がこれらの価額の2分の1未満、または、その年分の合計所得金額の見積額が1000万円を超える場合でも、災害による損害金額について雑損控除の適用が受けられるときには、源泉所得税の徴収猶予を受けることができる。

徴収猶予や還付を受けようとする場合、給与または公的年金等の支払者を経由して、被災者の納税地の所轄税務署長（※）（還付を受けようとする場合は、直接納税地の所轄税務署長）に源泉所得税の徴収猶予・還付申請書等の書類を提出する。

※支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出も可能。



鳥毛拓馬
大和総研
資本市場調査部
制度調査課 AFP
金融・証券税制、金融
商品会計を中心に税
制、会計制度の調査に
従事。著書として、「法
人投資家のための証券
投資の会計・税務」(共
著、大和証券刊) など。

FA

会計・税務 ZOOM UP!